（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第三条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第三章の二　（略）	第一章～第三章の二　（略）
第三章の三　保健事業（第三十二条の三十二の二―第三十二条の三十二の五）	第三章の三　保健事業（第三十二条の三十二の二―第三十二条の三十二の四）
第三章の四　都道府県国民健康保険運営方針（第三十二条の三十二の六）	第三章の四　都道府県国民健康保険運営方針（第三十二条の三十二の五）
第四章～第六章　（略）	第四章～第六章　（略）
附則	附則
（都道府県の区域内に住所を有するに至つた者に係る資格取得の届出）	（都道府県の区域内に住所を有するに至つた者に係る資格取得の届出）
第二条　都道府県の区域内に住所を有するに至つたため、被保険者の資格を取得した者があるときは、その者の属する世帯の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。	**第二条**　都道府県の区域内に住所を有するに至つたため、被保険者の資格を取得した者があるときは、その者の属する世帯の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　その世帯に既に被保険者の資格を取得している者がある場合にあつては、その旨、その者に係る法第百十一条の二第一項に規定する被保険者記号・番号（その者に係る被保険者証が交付されず、被保険者資格証明書が交付されているときは、その旨及び被保険者資格証明書の被保険者記号・番号。以下「被保険者記号・番号」という。）及び個人番号、その世帯に被保険者の資格を取得している者がない場合にあつては、その旨	三　その世帯に既に被保険者の資格を取得している者がある場合にあつては、その旨、その者に係る被保険者証の記号番号（その者に係る被保険者資格証明書が交付されているときは、その旨及び被保険者資格証明書の記号番号。以下同じ。）及び個人番号、その世帯に被保険者の資格を取得している者がない場合にあつては、その旨
四～七　（略）	四～七　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
（同一の都道府県内の他の市町村の区域内から住所を変更した者に関する届出）	（同一の都道府県内の他の市町村の区域内から住所を変更した者に関する届出）
第四条　被保険者が、同一の都道府県内の他の市町村の区域内から住所を変更し、市町村の区域内に住所を有するに至つたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該市町村に提出しなければならない。	**第四条**　被保険者が、同一の都道府県内の他の市町村の区域内から住所を変更し、市町村の区域内に住所を有するに至つたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該市町村に提出しなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　その世帯に他の被保険者がある場合にあつては、その旨、その者に係る被保険者記号・番号及び個人番号、その世帯に被保険者の資格を取得している者がない場合にあつては、その旨	三　その世帯に他の被保険者がある場合にあつては、その旨、その者に係る被保険者証の記号番号及び個人番号、その世帯に被保険者の資格を取得している者がない場合にあつては、その旨
四～七　（略）	四～七　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
（修学中の者に関する届出）	（修学中の者に関する届出）
第五条　被保険者が、法第百十六条の規定の適用を受けるに至つたときは、当該被保険者が属するものとみなされる世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならない。	**第五条**　被保険者が、法第百十六条の規定の適用を受けるに至つたときは、当該被保険者が属するものとみなされる世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　被保険者記号・番号	四　被保険者証の記号番号
2　（略）	2　（略）